

広報 すおう 大島

ひと・まち★きらり



6 月号

2013 (平成 25) 年
No. 105



島の暮らしを体験しました

5月25日・26日、周防大島町定住促進協議会主催による、移住希望者向けのお試し暮らしツアーが開催されました。参加者13名は、空き家を見学したり、農業体験で田植え作業を行うなど、島の暮らしを体験しました。

6月は『土砂災害防止月間』です 土砂災害から身を守るために、日頃の準備を

梅雨の豪雨や台風の風・雨による災害が発生する時期となりました。毎年この時期には全国各地で豪雨による災害が発生しています。

災害から身を守るためには、日頃の備えが大変重要です。避難の時期・場所、避難経路を決めておく、また、食料品や懐中電灯、飲料水などをいつでも持ち出せるなどの準備が必要です。

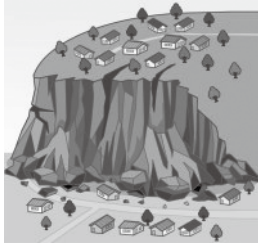
また、気象台が発表する注意報、警報などの気象情報には十分な注意を払い、災害に備えましょう。

今回は、大雨による土砂災害から身を守るための情報をお伝えします。

▼土砂災害って「なに!」

土砂災害には「がけ崩れ」「土石流」「地すべり」の三種類の現象があります。

土砂災害の3種類『がけ崩れ』・『土石流』・『地すべり』



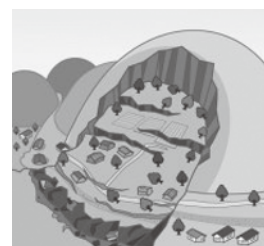
①「がけ崩れ」

がけ崩れは、地中にしみ込んだ大量の雨のため斜面の土が緩み、突然崩れ落ちる現象です。



②「土石流」

土石流とは、大量の雨水により、土砂や石が混合して、河川・溪流などをふもとに向かって流れてくる現象です。



③「地すべり」

地すべりは、雨が地中にしみ込んだ場所から、地盤が大きなたまりのまま、ふもとに向かって動く現象をいいます。



・がけや斜面に亀裂が入る



・小石がバラバラ落ちてくる



・斜面から水が吹きだすまたは濁る

こんな前兆現象に注意!



・山鳴り、立木の裂ける音などがする



・地面にひび割が入る



・川の水が急激に濁る
・流木が流れてくる

▼前兆現象(前ぶれ)

土砂災害が発生する際「前兆現象」(前ぶれ)があります。「いつもと違う!」「初めて見た・聞いた」異常を感じたらできるだけ早く周りの人と安全な場所に避難しましょう。

また、その際は役場、柳井土木建築事務所等にご連絡ください。

▼気象庁が発表する大雨警戒情報

◆大雨警報

激しい雨により、側溝や下水から水が溢れ、家屋への浸水、土石流やがけ崩れなどの土砂災害が発生する恐れがあります。

警報が発表されたら、十分な警戒が必要です。

◆洪水警報

大雨、長雨により、河川の増水や氾濫などにより、家屋への浸水が予想される場合に発令されます。

◆土砂災害警戒情報

大雨警報が発令され、土砂災害が発生する危険性が、特

幸せに暮らせるまちづくりのために・・・

町のよさ ②

② 働く意欲の湧き出る町

■大島農業担い手就農支援事業 240万円

大島柑橘支援研修を農協に委託し、農業担い手の就農支援を行います。

◆問い合わせ 農林課 ☎0820(79)1002

今月号は、②働く意欲の湧き出る町の主要事業について紹介します。

■新規就農者確保事業 1,506万円

農業の担い手を確保するための新規就農支援として、新規就農者育成補助金を交付します。

◆問い合わせ 農林課 ☎0820(79)1002

■ニューフィッシャー確保育成推進事業 630万円

漁業の担い手の育成支援を行います。

◆問い合わせ 水産課 ☎0820(79)1004

■団体営ため池等整備事業 4,002万円

ため池等の農業用施設を改修し、農業基盤整備を行い、維持管理の労力軽減、危険ため池の解消を図ります。

◆問い合わせ 農林課 ☎0820(79)1002

■体験交流型観光推進事業 755万8千円

体験型修学旅行の誘致や受入を推進し、交流人口の拡大や地域の活性化を図ります。

◆問い合わせ 商工観光課 ☎0820(79)1003

■やまぐち集落営農生産拡大事業 2,333万4千円

園内作業道、防風施設、灌水施設、防鳥ネット、雨よけハウス等の整備に対し助成を行います。

◆問い合わせ 農林課 ☎0820(79)1002

■鳥獣被害防止施設等整備事業 700万円

イノシシ被害を防止するために設置する防護柵等に対し助成を行います。

◆問い合わせ 農林課 ☎0820(79)1002



▲体験型修学旅行

■有害鳥獣捕獲事業 1,209万3千円

イノシシ、タヌキ、カラスなどの有害鳥獣の捕獲を行います。

◆問い合わせ 農林課 ☎0820(79)1002

暮らしの中に図書館を！！

ご自宅からインターネットを利用して予約・検索できます。

<http://toshu.town.suo-oshima.lg.jp/opac/> または町公式ホームページからアクセスしてください。

◆問い合わせ 久賀図書館 ☎0820(72)2520

姉妹島提携50周年記念 青少年海外派遣団員を募集

周防大島町は、昭和38年に

ハワイ州カウアイ島と姉妹島提携をして今年で50周年を迎えます。これまでに、首長の

相互訪問、カウアイ日本文化祭への参加、ホームステイの派遣、受入れ等、様々な交流事業を展開してきました。

このたび、外国の文化、歴史、風土などに接し、また、

外国の青少年との交流やホームステイによる生活体験などを通して相互理解を深め、次

代を担う人材の育成を図ることなどを目的に、青少年海外派遣事業を実施いたします。

この事業に参加を希望される方を次のとおり募集します。

なお、岩国市と合同で派遣事業を行うため、岩国市の7名と合わせて、計12名の訪問団とします。

◆派遣期間 10月9日(水)～10月14日(月)6日間(予定)

◆派遣先 ハワイ州カウアイ島

◆受入機関 カウアイ郡 (Kauai County)

- ◆募集人員 5名以内
- ◆応募資格
 - ①応募日現在、周防大島町民で、中学校1～3年または高等学校・高等専門学校(1～3年に在学していること)
 - ②健康状態が良好であること
 - ③海外において協調性をもって研修活動ができること
 - ④海外派遣の体験を生かし、帰国後も地域や学校で積極的に国際交流活動を行えること
 - ⑤保護者の承諾が得られること
 - ⑥学校長の承諾が得られること
 - ⑦事前・事後研修に出席できること
- ◆費用 旅費、宿泊費など個人負担金 概ね15万円
- ◆個人負担金は、経費の総額から大島郡国際文化協会が負担する15万円を差し引いたものです。
- ※経費の総額には、ホームステイ・語学研修事業費等が含まれており、チャーター便の金額とは異なります。
- ※負担金は、多少変動する場合があります。
- ◆応募方法 所定の様式に必要事項を記入(写真添付)し、

作文、保護者・学校長の承諾

書とともに、郵送または持参により政策企画課へ提出してください。

○作文テーマ『国際交流について』400字詰め原稿用紙2枚程度

《内容》

・なぜ海外派遣に参加したいのか

・海外派遣に参加してやってみたいこと等

※応募用紙は、町内中学校・高等学校・高等専門学校、各総合支所・出張所、政策企画課にあります。

◆受付期間 6月17日(月)～7月11日(水)

◆提出期限 7月11日(水) 午後5時必着

◆提出先 (公財) 山口県大島郡国際文化協会(政策企画課内)

〒742-2192 周防大島町大字小松126-2

◆問い合わせ (公財) 山口県大島郡国際文化協会(政策企画課内)

☎0820(74)1007

電子メール seisakukikaku@town.suo-

oshima.lg.jp

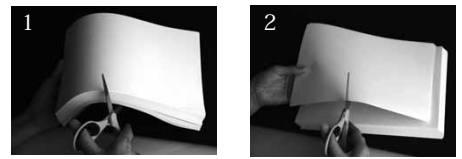
しつちよる? やつちよる? 健康づくり! 『ちよび塩』でおいしく元気に! (3)

「ちよび塩でおいしく食べて元気に!」を実践するためには、丈夫な歯や口の健康が欠かせません。今回は、大島郡歯科医師会長の岡田秀樹 先生に歯の健康づくりについて紹介してもらいます。

『歯を長持ちさせるために』 おかだ歯科医院長 岡田秀樹

お皿の上のステーキがノドを通るとき、どのような状態になっているかご存知ですか? 正解はひき肉状態です。歯は食べ物を切る、引きちぎる、砕く、すりつぶします。歯は刃物です! 刃物を長持ちさせるにはどうしますか? 無理な力を加えないように気をつけませんか?

大切なのは、むやみに力を入れて噛んだり、早食いをしないことです。硬いものほど時間をかけて、唾液の助けも借りて、「優しい力で噛む」こと! 「よく噛



1 一度に百枚の紙を切る。こうすれば早く切れるけどハサミは壊れるかも・・・「早食い」はこの状態です。
2 一、二枚ずつ百枚の紙を切る。時間はかかるけど、ハサミは長持ちします。優しい力で、ゆっくり噛んで食べましょう!

●ちよび塩クイズ・1
塩の多い順に並べてみよう。

①うどん ②カツ丼
③ラーメン

答: ③・②・①
麺や丼物は味付けが濃くなりがちです。汁は全部飲まない、定食メニューを食べるなど、ちょっとだけいつもと変えてみませんか。

平成 24 年度下半期（10 月～3 月末） 町の財政状況を公表します

◆一般会計歳入歳出予算及び収入済額・支出済額（3 月末）

科 目		予算額	収入済額	予算対比
歳入	町 税	13 億 4,325 万 1 千円	13 億 5,574 万 3 千円	100.9%
	地 方 譲 与 税 ・ 交 付 金	2 億 8,392 万 2 千円	3 億 1,301 万円	110.2%
	地 方 交 付 税	84 億 1,505 万 5 千円	86 億 9,770 万 7 千円	103.4%
	分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 使 用 料 ・ 手 数 料	2 億 9,265 万 3 千円	2 億 6,414 万 2 千円	90.3%
	国 庫 支 出 金	14 億 6,194 万 1 千円	9 億 2,780 万 9 千円	63.5%
	県 支 出 金	12 億 1,529 万 2 千円	7 億 8,353 万 4 千円	64.5%
	繰 入 金	5,413 万 5 千円	2,996 万 5 千円	55.4%
	繰 越 金	10 億 1,671 万 9 千円	10 億 1,671 万 9 千円	100.0%
	町 債	13 億 7,333 万 1 千円	5,160 万円	3.8%
	その他（財産収入・寄付金・諸収入）	2 億 5,571 万 7 千円	2 億 4,696 万 6 千円	96.6%
一 般 会 計 歳 入 合 計		157 億 1,201 万 6 千円	136 億 8,719 万 5 千円	87.1%

科 目		予算額	支出済額	予算対比
歳出	議 会 費	1 億 2,172 万 8 千円	1 億 2,052 万 4 千円	99.0%
	総 務 費	27 億 4,265 万 8 千円	25 億 751 万 1 千円	91.4%
	民 生 費	27 億 6,069 万円	25 億 5,970 万 6 千円	92.7%
	衛 生 費	10 億 5,174 万 2 千円	8 億 168 万 7 千円	76.2%
	農 林 水 産 業 費	13 億 1,738 万 9 千円	7 億 5,888 万 9 千円	57.6%
	商 工 費	3 億 7,748 万 1 千円	3 億 2,706 万 6 千円	86.6%
	土 木 費	5 億 4,003 万円	3 億 181 万 5 千円	55.9%
	消 防 費	4 億 9,136 万円	4 億 2,538 万 1 千円	86.6%
	教 育 費	12 億 143 万 3 千円	10 億 8,603 万 3 千円	90.4%
	公 債 費	23 億 6,137 万円	21 億 2,570 万 9 千円	90.0%
	その他（災害復旧費・諸支出金・予備費）	27 億 4,613 万 5 千円	10 億 2,948 万 5 千円	37.5%
	一 般 会 計 歳 出 合 計		157 億 1,201 万 6 千円	120 億 4,380 万 6 千円

◆特別会計歳入歳出予算及び収入済額・支出済額（3 月末）

会 計 名	予算額	収入済額	予算対比	支出済額	予算対比
国 民 健 康 保 険	36 億 8,577 万 1 千円	29 億 8,639 万円	81.0%	33 億 2,576 万 9 千円	90.2%
後 期 高 齢 者 医 療	4 億 2,448 万円	3 億 9,050 万 4 千円	92.0%	3 億 4,308 万 4 千円	80.8%
介 護 保 険	33 億 1,163 万 5 千円	25 億 9,938 万 6 千円	78.5%	29 億 6,795 万 9 千円	89.6%
簡 易 水 道	8 億 6,710 万 5 千円	3 億 7,700 万 4 千円	43.5%	7 億 6,311 万 4 千円	88.0%
下 水 道	3 億 8,758 万 2 千円	8,945 万 9 千円	23.1%	3 億 1,643 万 3 千円	81.6%
農 業 集 落 排 水	3 億 3,000 万円	5,377 万 5 千円	16.3%	2 億 8,183 万 5 千円	85.4%
漁 業 集 落 排 水	3,539 万 6 千円	354 万 8 千円	10.0%	3,044 万 3 千円	86.0%
渡 船	7,776 万 7 千円	6,904 万 6 千円	88.8%	7,247 万 1 千円	93.2%
合 計	91 億 1,973 万 6 千円	65 億 6,911 万 2 千円	72.0%	81 億 110 万 8 千円	88.8%

◆公営企業局（病院事業）歳入歳出予算及び収入済額・支出済額（3 月末）

会 計 名	収 入			支 出		
	予算額	収入済額	予算対比	予算額	支出済額	予算対比
収益的収入及び支出	46 億 6,041 万 8 千円	43 億 5,610 万円	93.5%	46 億 6,008 万 8 千円	45 億 5,893 万 6 千円	97.8%
資本的収入及び支出	20 億 7,090 万 9 千円	16 億 5,114 万 9 千円	79.7%	17 億 6,013 万 5 千円	17 億 5,966 万 3 千円	100.0%

◆町有財産の状況（3月末現在）

土	地	1,549,969.93 m ²
建	物	212,760.48 m ²
山	林	6,802,005 m ²
有価証券・出資による権利		52億207万7,875円
基 金	財政調整基金	36億3,806万8,857円
	減債基金	5億287万7,772円
	県収入証紙購入基金	300万円
	奨学資金貸付基金	4,289万6,770円
	福祉振興基金	2億8,070万225円
	国民健康保険基金	5,075万8,892円
	介護給付費準備基金	3,455万6,106円
	介護従事者処遇改善臨時特例基金	0円
	ふるさと創生基金	4億752万4,774円
	ちびっ子医療費助成事業基金	1,827万2,811円
	福祉医療費一部負担金事業基金	1,504万1,555円
	観光振興事業助成基金	3,133万9,129円
	土地開発基金（現金）	8,695万9,151円
	土地開発基金（土地）	1億8,371万5,157円
	中山間ふるさと水と土保全基金	3,113万672円
	ふるさと応援基金	550万4,030円
CATV加入促進事業基金	3,760万4,316円	
外国語活動推進事業基金	5,090万8,495円	
基金合計		54億2,085万8,712円

◆町債残高の状況（会計別3月末）

一般会計	196億778万2千円
特別会計	154億9,698万円
簡易水道会計	28億3,527万3千円
下水道会計	19億6,283万9千円
農業集落排水会計	19億5,987万6千円
漁業集落排水会計	1億5,589万1千円
渡船事業会計	51万5千円
公営企業局会計（病院事業）	85億8,258万6千円
合計	351億476万2千円

◆一時借入金の状況

3月末現在高	8億円
--------	-----

野焼きはやめましょう

ごみや草などをそのまま積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やしたりする野焼きや、ドラム缶等の簡易な構造の焼却炉の使用は原則禁止されています。ごみは、法律で定められた構造の焼却炉で焼却しなければなりません。

野焼きは、周辺地域の生活環境に与える影響や廃棄物の不適正な処理を防止するため、例外を除いて罰則の対象となっています。（5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金か併科）

生活環境の保全と近隣に住む方々へ迷惑をかけないためにも、皆様のご協力をお願いします。

《罰則対象の例外となる廃棄物の焼却》

- ①地震、風水害、凍霜害その他の災害の予防や応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ②風俗習慣上または宗教上の行事を行うためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - ③農業、林業または漁業を営むためやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ただし、野焼き禁止の例外規定とされた行為であったとしても生活環境上支障（ビニールやプラスチック類等の焼却）がある場合は、改善命令や行政処分および行政指導の対象となります。

◆問い合わせ

生活衛生課 環境衛生班 ☎0820（79）1012

障害に関する相談機関等をお知らせします

▼身体障害者相談員・知的障害者相談員のご紹介

身体障害者相談員・知的障害者相談員は、身体障害や知的障害がある人の様々な相談に応じ、必要な助言や指導などを行なうと共に、関係機関に連絡を取るなどの援助を行ないます。

本町では、次の相談員が選任されており、お気軽にご相談ください。

○身体障害者相談員

氏名	担当地区
野村 隆文	久賀地区
小野 為雄	大島地区
藤谷 咲子	〃
馬野 正文	東和地区
中河 末光	橘地区
浜田 一子	〃

○知的障害者相談員

氏名	担当地区
平安磨智子	久賀地区
藤本 玲子	大島地区
福田 隆司	東和地区
木村トミ子	橘地区

▼障害者相談支援事業について

障害のある方及びそのご家族や関係者からの相談に応じ、必要な情報提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、ご本人が自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的としています。日常生活でお困りのことや福祉サービスの利用、就労に対する相談などの専門的な相談支援について、町では次の機関に委託しております。

相談内容及び個人情報情報の守秘義務は厳守されますので、安心してご相談下さい。

○身体障害に関すること

・社会福祉法人緑風会

緑風会障害者生活支援センター

☎0827(63)2882

○知的障害に関すること

・社会福祉法人城南学園

地域生活支援センターたんぽぽ

☎0820(52)2678

※障害児等の地域における生活を支えるため、身近な地域での療育指導等も行います。

○知的障害に関すること

・社会福祉法人

山口県社会福祉事業団

たちばな園相談支援事業所

☎0820(73)1011

○精神障害に関すること

・医療法人恵愛会

やない地域生活支援センター

☎0820(22)1205

▼障害者就業・生活支援センターのご案内

障害を持たれた方の「雇用促進」や「安定した職業生活の継続」を目的としたセンターです。ご本人、ご家族、雇用主さま等からの仕事や生活、制度等に関する相談支援

を関係機関と連携して行っています。お気軽にご相談ください。

○実施機関

障害者就業・生活支援センター蓮華(れんげ)

☎0827(28)0021

▼地域活動支援センターのご案内

障害のある方が通い、創造的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流等を行う施設です。また毎月一回、町内で心の相談会を開催しています。

お気軽にご相談ください。

○実施機関

・医療法人恵愛会

やない地域生活支援センター

☎0820(22)1205

▼障害者の虐待や養護者の支援に関する相談

柳井広域圏内の市町で共同

設置した『障害者虐待防止センター』では、24時間体制で障害者の虐待や養護者の支援に関する相談や通報等を受け付けています。

障害者の方々が、家族や施設などの職員・会社の事業主などに虐待されているのに気付いた方は、ひとりで抱え込まないで左記相談窓口に通報して下さい。

○相談窓口

柳井圏域障害者虐待防止センター

☎0820(52)2678

▼町役場での相談窓口

○身体障害・知的障害関係
福祉課 民生福祉班

☎0820(77)5505

○精神障害関係

健康増進課健康づくり班

☎0820(77)5504

柳井圏域手話奉仕員養成講座

(入門課程・基礎課程) 受講者募集

聴覚障害者等の生活及び福祉制度等への理解と認識を深め、手話で日常会話を行うために必要な技術を習得することを目的に、柳井圏域を構成する1市4町合同で『手話奉仕員養成講座』を開講します。

◆開催日時

入門課程 (全6回)

第1回	8月3日(土)	9:00~16:40
第2回	8月17日(土)	9:30~16:10
第3回	8月24日(土)	9:30~16:40
第4回	8月31日(土)	9:30~15:40
第5回	9月7日(土)	9:30~16:40
第6回	9月21日(土)	9:30~16:40

基礎課程 (全8回)

第1回	10月5日(土)	9:30~15:40
第2回	10月19日(土)	9:30~16:40
第3回	10月26日(土)	9:30~16:40
第4回	11月9日(土)	9:30~16:40
第5回	11月16日(土)	9:30~16:10
第6回	11月30日(土)	9:30~16:40
第7回	12月7日(土)	9:30~16:40
第8回	12月14日(土)	9:30~16:20

- ※1. 原則として全日程受講していただきます。
全日程受講者には修了証を交付します。
2. 詳細な講座内容は、受講決定者に別途お知らせします。

- ◆場所 柳井市文化福祉会館
- ◆定員 25名程度(先着順)
- ◆受講料 無料(ただしテキスト代等実費負担あり)
- ◆募集期間 7月26日(金)まで(定員になり次第終了)
- ◆申し込み・問い合わせ

福祉課 民生福祉班 ☎0820(77)5505

地域おこし協力隊
三浦宏之

「お役に立てれば、幸いです。」4

定住促進協議会日良居分室

☎0820(73)0234

周防大島での暮らしが、5か月に突入。4月、5月は近所のお大師堂や薬師堂で縁日があったり、帯石観音さくらまつりがあったり、都会では味わえなかったアイブの島の魅力的な行事に楽しく参加しました。

先日は、体験交流型観光(民泊)を取材させていただきました。受け入れ家庭や生徒の多くの笑顔を見ることが出来ました。民泊というと家業体験がメインになりがちですが、その体験と体験の隙間にある何でもない会話(交流)に本来の魅力があるんじゃないかと思えました。受け入れ家庭はまだまだ募集中とのことですので、ご興味がありましたら、周防大島町体験交流型観光推進協議会☎0820(79)1003までお問い合わせください。

そして、毎月恒例となりました海岸清掃「島くらす海そうじ」今月は、6月24日(月)午後6時から道

の駅裏側の真宮島周辺を清掃します。干潮時には歩いて渡れる島ということでパワースポットのな観光スポットになっていますが、「なんかきたないね。」という声を耳にします。がっかりした名所にならないよう、美しく、魅力ある島づくりにご協力ください。作業は1時間程度の予定です。汚れてもよい服装、軍手着用でご参加ください。また、雨天中止としますので、予めご了承ください。



▲真宮島

① 保険証について

◆新しい保険証はオレンジ色です

現在お使いいただいている「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日までとなっております。

8月1日からお使いいただく新しい保険証（オレンジ色）は7月中旬頃に被保険者のお宅に簡易書留でお届けします。現在お持ちの保険証（みどり色）は、8月1日以降使用できませんので各自で処分してください。（返却は不要です）

※簡易書留は受け取り印が必要になりますので、入院などご不在の場合には、保険証が受け取れないことがあります。住所地以外に送付を希望される場合は、事前に各総合支所・出張所で送付先変更の手続きをしてください。（印鑑が必要になります）

◆点字シールを貼った保険証をご希望の方へ

新しい保険証に「保険証」、封筒に「保険証在中」と点字シールを貼ってお送りします。ご希望の方は、健康増進課医療保険班へ6月28日（金）までにご連絡いただきますようお願いいたします。

② 保険料について 平成 25 年度の 保険料額決定通知書と納入通知書を7月中旬に送ります

◆保険料の決まり方

1年間の保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「均等割額」と被保険者本人の平成24年中の所得に応じてご負担いただく「所得割額」の合計額からなり、被保険者一人ひとりに賦課されます。

$$\text{1年間の保険料} = \text{均等割額 47,474円} + \text{所得割額 (前年所得 - 33万円) × 9.45\%}$$

※所得の少ない方は、保険料が軽減される場合があります。

◆保険料の納め方は、次の2つの方法によります

○特別徴収（年金からの天引き）となる方

年金の受給額が年18万円以上の方で介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない方が対象となります。

※「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年金天引きとならない場合があります。

○普通徴収（納付書または口座振替での納付）となる方

特別徴収に該当されない方は、普通徴収となります。（口座振替の手続きをされていない方は納付書での納付となります）

◆保険料のお支払い方法を 口座振替に変更できます

納付書でのお支払い対象の方で口座振替への変更をご希望される場合は、振替を希望する金融機関へ①振替口座の預金通帳②通帳のお届け印をお持ちいただき、手続きをお願いします。

すでに特別徴収（年金からのお支払い）の方も、役場の窓口へ申請することにより、保険料の支払い方法を、特別徴収から口座振替（金融機関口座からのお支払い）へ変更することができます。手続きは最初に、振替を希望する金融機関で口座振替の手続きをお願いします。その後、役場の窓口へ「口座振替依頼書（お客様控）」をお持ちになり「納付方法変更申出書」を提出してください。

また、過去に口座振替で納付していた場合は、役場の窓口へ「納付方法変更申出書」のみを提出してください。（口座振替の申し込みだけでは特別徴収は中止となりません）

後期高齢者医療保険の被保険者本人だけでなく、家族などの口座からも口座振替ができます。口座振替に変更した場合、税申告での社会保険料控除は、口座振替により支払った人（支払った家族など）に適用されます。

※世帯全体の所得税や住民税の税額が少なくなる場合があります。

◆問い合わせ 健康増進課 医療保険班
☎0820(77)5502

介護保険負担限度額認定更新

および利用者負担軽減の更新について

○介護保険負担限度額の認定更新

介護保険施設の入所者やショートステイのサービスを受けられている方は、居住費と食事の全額を本人負担していただくことになっていきます。なお、市町村民税世帯非課税の方や生活保護受給世帯の方については、本人負担額の上限を定め、負担が軽減される制度があります。7月から、この制度の更新時期となりますので、該当すると思われる方は、早めに申請してください。

○社会福祉法人等による利用者負担軽減の更新

社会福祉法人等が運営する施設等で提供する介護サービスを利用する場合には、利用者負担額が軽減される制度です。

■対象者

市町村民税世帯非課税である世帯に属する方で、次の要件をすべて満たす方。

- ①年間収入が、単身世帯で150万円以下、世帯員1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ②預貯金の額が、単身世帯で350万円以下、世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ③日常生活のために必要な資産以外に

利用し得る資産を所有していないこと。

④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

⑤介護保険料を滞納していないこと。

■対象となるサービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・短期入所生活介護、通所介護、訪問介護、小規模多機能型居宅介護

■負担軽減の割合

- ・利用者負担額（1割自己負担、食費、居住費または滞在費の100分の25）
- ・老齢福祉年金受給者は、利用者負担額、食費、居住費または滞在費の100分の50

■手続き

この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。

■申請および問い合わせ

介護保険課 介護保険班
☎0820(77)5503
または、各総合支所、各出張所

2013・夏

B & G海洋センタープール開放予定表

《開放期間》 6月29日(土)～9月29日(日)

利用時間・料金など			
区分	時間	中学生以下	高校生以下
A	13:15～15:00	50円	100円
B	15:15～17:00	50円	100円
C	19:00～21:00	100円	150円
SS	18:30～20:00	泳げない幼児・児童の水泳教室	
AQ1	10:30～11:30	アクアビクス教室 昼間	
AQ2	17:30～18:30	アクアビクス教室 夕方	

※町外に居住する方が利用する場合は、料金が2倍です。

〈6月プール開放日〉

29日(土)	ヨット体験会
--------	--------

〈7月プール開放日〉

7日(日)	A、B、C	25日(木)	AQ1、A、B、C
13日(土)	A、B、C	26日(金)	小体連、SS
14日(日)	A、B、C	27日(土)	A、B、AQ2、C
20日(土)	A、B、AQ2、C	28日(日)	A、B、C
21日(日)	A、B、C	29日(月)	SS
22日(月)	SS	30日(火)	A、B、C
23日(火)	A、B、C	31日(水)	A、B、SS
24日(水)	A、B、SS		

8月・9月のプール日程は来月の広報すおう大島で掲載します。
※アクアビクス教室に関するお問い合わせは、ココロとカラダ
研究会まで ☎080(1919)1857

◆問い合わせ 周防大島町B & G海洋センター
☎0820(74)5300

「Welcome ALOHA キャンペーン」を実施します!

(社)周防大島観光協会では、6月22日～8月31日までの期間「Welcome ALOHA キャンペーン」を実施いたします。期間中、アロハシャツ着用のお客様に限り、下記のレストランをご利用いただくと10%オフ、下記の店舗でお土産をご購入されると5%オフとなりますので、ぜひ、ご利用ください。皆様のお越しをお待ちしています。

○実施期間 6月22日(土)～8月31日(土)

○ご利用店舗

◆レストラン(10%オフ)

グリーンステイながうら・アロハオレンジ

◆お土産店舗(5%オフ)

日本ハワイ移民資料館・アロハステーション

※また、周防大島町とカウアイ島姉妹島提携50周年を記念して日本ハワイ移民資料館では、来館された方にハワイのコーヒーとお菓子を無料サービスします。〈6月30日(日)まで〉

◆問い合わせ (社)周防大島観光協会

☎0820(72)2134

労働保険年度更新の申告書受付相談会を開催します

労働保険に係る平成24年度分の確定保険料と平成25年度分の概算保険料の申告・納付手続は6月1日から7月10日までの間に行ってください。

下記の通り申告書の記入相談・受理、保険料の納付などができる「申告書受付相談会」を開催しますのでご利用ください。

◆日時 6月28日(金) 午前10時から午後3時

◆場所 久賀総合センター 児童室

◆問い合わせ 山口労働局 労働保険徴収室

☎083(995)0366

狩猟免許試験日程

区分	日時	場所	申込期限
第1回	7月7日(日) 午前9時～午後4時	下関市菊川ふれあい会館 (下関市菊川町下岡枝117)	6月28日(金) 午後5時
第2回	7月14日(日) 午前9時～午後4時	柳井市文化福祉会館 (柳井市柳井3718)	7月5日(金) 午後5時
第3回	8月11日(日) 午前9時～午後4時	美祢市民会館 (美祢市大嶺町東分326-1)	8月2日(金) 午後5時
第4回	8月25日(日) 午前9時～午後4時	下松市地域交流センター (下松市生野屋南1丁目11-1)	8月16日(金) 午後5時
第5回	9月13日(金) 午前9時～午後4時	山口県総合保健会館 (山口市吉敷下東3丁目1-1)	9月5日(木) 午後5時

※試験の前日に、同会場において、山口県猟友会主催による狩猟者講習会が開催されます。

■問い合わせ

農林課 ☎0820(79)1002

岩国農林事務所 森林部 ☎0827(29)1567

有害鳥獣捕獲には免許が必要です

イノシシ等の有害鳥獣捕獲は無免許ではできません。周防大島町ではイノシシ・タヌキ・カラスを有害鳥獣に指定し、山口県大島郡猟友会へ委託して捕獲しています。捕獲に携わる者は狩猟免許取得は勿論のこと、山口県の狩猟者登録および山口県大島郡猟友会の会員になることが必須です。免許の取得や更新には毎年多くの経費がかかりますが、有害鳥獣の捕獲にご協力いただくことを条件に、町・JAがその大半を事後に補填いたします。周防大島町ではイノシシ等の有害鳥獣捕獲者が不足しています。山口県では今年度、狩猟免許会場を表の県下5か所を実施されます。この機会に捕獲に携わることが可能な方はぜひ、狩猟免許を取得していただき、農作物被害防止にご協力ください。

◆瑞宝双光章

中村平治さん（森）
（危険業務従事者）

◆大島郡体育協会表彰

体育功労賞

尼川松男さん（棕野）
（大島郡水泳連盟）

や な い 警

察

署

だ

よ

り

梅雨期の災害に備えて

山口県では6～7月頃が梅雨の時期にあたり、年間降水量の四分の一に相当する雨が降ります。昨年夏期には大雨の影響から、床上浸水や道路損壊等の被害が発生しました。これから始まる梅雨時期に備え、次のことに注意して災害から身を守りましょう。

◆平素の心がけ

- 自宅周辺の危険箇所、避難場所、避難ルートを確認しておく。
- 地域における災害発生時の役割分担、家族間の連絡方法、集合場所等を決めておく。
- 非常持ち出し品（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等）を準備しておく。



◆大雨に対する準備

- テレビ、ラジオ、インターネット等で最新の気象情報を入手する。
 - 強い雨が1時間以上降り続いたら避難の準備をする。
 - 自宅のまわりをよく観察して、危険サインを見逃さない。
- ※土砂災害の危険サイン
- 雨が降り続けているのに川の水位が下がる。
 - 川が急に濁り、流木が混ざる。
 - 山鳴りがする。
 - 崖に割れ目が見えたり、水がわき出る。
 - 危険を感じたら早めに自主避難する。



◆避難する際に大切なこと

- 運動靴等、動きやすい靴で行動する。
- 水の深さが腰までであるときは、高いところで救助を待つ。
- 身体の不自由な人、お年寄り、子供さんから目を離さず、手を引くなどして安全な誘導を心がける。
- 非常持ち出し品は、ナップサック等に入れて背中に背負い、両手が使える状態にする。
- 警察や自治体等の避難指示に従い、安全な場所に避難する。
- どのようなときでも、あわてず、落ち着いて行動する。

◆問い合わせ

周防大島幹部交番 ☎0820(72)0110 柳井警察署 ☎0820(23)0110

ほうでえ～

ありゃ～のう

周防大島町の話題

▶ 3階の様子



東和病院のご案内

4階	屋上
3階	病室
2階	眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・発達小児科・泌尿器科など
1階	受付・薬局・内科・外科・整形外科・放射線科・検査室など

耐震化のため工事を進めていた町立東和病院東棟の第1期工事が終了し、6月3日から新しい病棟での外来診療などが始まっています。

今後は古い病棟の解体工事などを行い、来年度の3月末までにすべての工事が完了する予定です。

新しい病院での外来診療が始まりました



▲新しく建て替わった東和病院

今年の体験型修学旅行の受入れがスタート

▶ カヌー体験の様子



5月20日から22日まで、大阪府忠岡中学校3年生179名が、民泊を伴う体験型修学旅行で周防大島町を訪れました。生徒は20日の夕方に周防大島に到着し、21日に体験プログラムを体験した後、受入民家で家業体験を行い、22日の離村式で受入民家の方とお別れをしました。

5月には忠岡中学校のほか、4校が修学旅行で町を訪れました。本年度、町では体験型修学旅行で中高13校、約2200人を受入れます。

外入男性料理教室が教室を開催して200回を超えました。

外入男性料理教室は、20年前に当時の食生活改善推進員さんが中心となって始めました。始まった当初から料理を教えている柳原サヨコさんは「旬の食材を持ち寄って料理をしています。毎回違う献立を考えるのが難しいですが、皆さんといっしょに料理をするのが楽しいです。」と元気に話してくれました。

200回を超えました



▶ 5月20日 料理を指導する柳原サヨコさん(写真右)



▲外入男性料理教室の皆さん

ヒラメを放流しました

5月21日、安下庄小学校5年生15名が安下庄湾へ、また5月23日、森野小学校全校児童25名が学校近くの海へヒラメの稚魚を放流しました。安下庄小学校は県漁協安下庄支店から手渡された、約5600匹を、森野小学校は県漁協東和町支店から手渡された、約3500匹を放流しました。

今回放流したヒラメの稚魚は約5センチで2、3年で約30センチ以上に育ちます。



▲森野小学校の放流の様子

大島で農業を始める方のために



▶周防大島みかんいきいき営農塾開講式であいさつする、椎木営農塾長

5月15日、みかん産地に新たな担い手を育成するために開催されている、「周防大島みかんいきいき営農塾」の開講式が相きつ新興センターで行われました。今年で12期生となる受講生は45名。毎月1回の講義で、みかん作りの基礎となる施肥、薬剤防除やせん定の方法などを1年間をかけて学びます。

また、5月22日には「JA生き活き帰農塾」も開講しました。今年で9期生となる受講生35名は、野菜づくりの基礎などを学びます。

▶安下庄小学校の放流の様子

中高一貫教育だよ切

久賀中学校、大島中学校、東和中学校、安下庄中学校の町内四中学校と、周防大島高校は地域連携型中高一貫教育を行っています。ここでは、その取組を紹介していきます。

●第1回中高一貫教育合同研修会

去る4月4日、新しいメンバーを加えて、連携中学校と高校の教員が周防大島高校安下庄校舎で一堂に会しました。

全体会では、高校の主任が中高一貫教育の立ち上げから現在までの経緯を説明しました。次に教科部会を行い、本年度の課題や目標などを協議し、教員間の連携を深めました。その後、各分掌の専門部会も行われ、今年度の中高一貫教育がスタートしました。



▲合同研修会の様子

●中高一貫カウンセリング

高校生活への円滑な移行を目的として、連携中学校出身の高校一年次生を対象に、中高一貫カウンセリングを行っています。中学校の教員が高校に出向き、まだ高校生活に慣れない一年次生の不安や心配ごとを聞き、悩みを解消するなど、学校生活をサポートしています。

●交流授業が始まりました！

国語・数学・英語・音楽・体育の五教科において、交流授業が始まりました。中学校から高校へ、高校から中学校へそれぞれの教員が出向き、協力して授業をしています。個別の質問に丁寧に答えるなど、生徒一人ひとりにきめ細かい指導が行われています。



■問い合わせ 事務局
周防大島高等学校
0820(77)1048





お知らせのコーナー

募集

「文化サポーター」の
スタッフを募集!

周防大島町文化振興会では、地域文化の振興を図ることを目的とした「文化サポーター」のスタッフを募集しています。

■応募資格 町内に在住、在勤、在学している高校生以上の方（団体での応募可）

※保護者および在学している学校の許可を得た場合は小学生も可能

■活動内容 文化振興会が主催・後援する文化事業で、次のような業務にご協力いただきます。

・会場設営、受付、案内など、運営業務全般

・イベントの企画、準備、PR、連絡など

・活動中の事故等に備え、文化振興会でボランティア保険に加入します

※万一の怪我等については、ボランティア保険の範囲内で対応します。

■活動依頼 登録者の中から、各イベントの内容や開催場所等を考慮し、文化振興会から依頼し従事していただきます。

※都合のつかない場合は、お断りいただいても構いません。また交通費や謝礼はありません。

■活動期間 登録してから平

成26年3月末日まで

■申し込み方法 所定の申し込み用紙に必要事項を記入され、社会教育課または各公民館までご提出ください。

■問い合わせ

周防大島町文化振興会事務局（社会教育課内）
☎0820（78）2205

久賀総合支所
日直員募集

■募集人員 1名（当番制）

■勤務内容等

電話等の対応や各種届出の受付等の日直業務（簡単なパソコン操作のできる人）

■勤務地 久賀庁舎

■採用期間 8月1日（木）～平成26年3月31日（月）

※採用期間の更新あり

■勤務日等 土曜日、日曜日、祝日および12月29日から翌年1月3日までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

■報酬額 町規定による

■申し込み方法 6月28日（金）までに履歴書を郵送または持参してください。

〒742-2301

周防大島町大字久賀5134番地 周防大島町役場 久賀総合支所

■申し込み・問い合わせ 久賀総合支所
☎0820（79）1000

農業担い手研修生募集

周防大島町内で柑橘栽培を主体とした農業経営者になることについて強い意欲のある研修生を募集します。研修生は、山口大島農業協同組合の臨時職員として勤務しながら、研修を受けていただきます。採用については、書類審査、面接等により決定します。

■募集人員 若干名

■研修場所 山口大島農業協同組合

■研修期間・条件 7月～平成26年3月

※研修期間中は賃金を支給し準じる。JA山口大島の勤務時間に準じる。

■対象者 年齢 49歳未満

■受付期間 6月24日（月）までに履歴書を郵送または持参してください。

〒742-2301

周防大島町大字久賀5134番地 周防大島町役場 産業建設部農林課 農林振興班

■申し込み・問合せ

農林課 農林振興班
☎0820（79）1002

市民農園借受者を募集

あなたも土にふれあってみませんか！町では、市民農園の借受者を募集します。募集要領は次のとおりです。

○クカインガルデン（久賀）

■募集区画 3区画

（1区画約24㎡）

■募集期限 7月12日（金）

■貸付料 年間80円/㎡

■申し込み

申込書に必要な事項を記入のうえ、募集期限内に農林課へ提出してください。（申込書は希望者に郵送します。）

※応募者多数の場合は抽選となります。

※貸付条件等の詳細は、農林課へお問い合わせください。

■問い合わせ 農林課
☎0820（79）1002

お知らせ

6月は児童手当

「現況届」の提出をお忘れなく

児童手当を受けている方

は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

(※公務員の方は、勤務先へ提出してください。)

■提出期限 6月28日(金)まで

■現況届に必要なもの
印鑑、申請者の健康保険証(厚生年金等加入者の場合)、課税情報の確認に係る同意書

※右記以外の書類を提出する必要がある場合があります。

■受給資格

中学校修了前(15歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育している人

■児童手当の額

・3歳未満 月額1万5千円
・3歳以上〜小学校修了前 月額1万円(第3子以降は1万5千円)

・中学生 月額1万円

ただし、所得制限以上の場合は右記の月額は適用されず、児童1人あたり月額5千円が支給されます。

※第3子の数え方に関する補足

養育する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

■手続き

福祉課または各総合支所および各出張所

■問い合わせ 福祉課

☎0820(77)5505

重度心身障害者の方には医療費を助成しています

重度心身障害者医療費助成制度とは、一定の障害等がある人が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。

本来であれば、医療機関の窓口で一部負担金を受給者から徴収しなければならぬところですが、本町では、米軍再編交付金を活用し、その一部負担金を全額補助していますので、今までもどおり保険適用分にかかる医療費の自己負担はありません。

■対象となる人

- ① 身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方
- ② 療育手帳Aをお持ちの方

③ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

④ 障害年金1級の受給者

⑤ 特別児童扶養手当1級の受給者等

■助成の要件

障害所持要件の該当者で一定の所得制限額を超えない方は、お近くの総合支所か出張所で申請をしてください。(所得制限額については福祉課にお問い合わせください。)

なお、すでに受給している65歳未満の方には更新書類を送付していますので、手続きのお済みでない方は今月中に手続きをしてください。

ただし、65歳以上の方については更新手続きをする必要はありませんので、新しい受給者証を今月末までに郵送します。

■手続きに必要なもの

印鑑、健康保険証、対象になる要件が確認できるもの(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など)

■受給者証有効期間

7月1日(月)〜平成26年6月30日(月)まで

■問い合わせ 福祉課

☎0820(77)5505

こんにちは母推です



周防大島町母子保健推進協議会
会長 小柳さおり

6月4日は「むし歯予防」の日です。私たち母子保健推進員(母推)は、3歳児健診でむし歯がなかったお子さんの表彰(むし歯ゼロっ子表彰)を行っています。また、交流会でむし歯予防に関する紙芝居などをしながらむし歯予防に取り組んでいます。近年食生活の欧米化により、小さいころから柔らかい食べ物、たとえばハンバーガーや加工食品、骨を取ってある魚など固い食べ物から離れている傾向があるため、噛み合わせや身体の成長、発育に影響があることが心配されています。1歳6か月児健診では、むし歯のある子はほとんどいませんが、3歳児健診ではむし歯のある子が増えている傾向がみられます。

母推は町から委嘱を受け、妊婦さんや乳幼児のご家庭を訪問したり親子交流会を開催するなど、地域の身近な相談役、子育てサポーターとして活動しています。見かけたら気軽に声をかけてください。



▲むし歯ゼロっ子表彰

木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業について

町では、地震災害対策の一つとして、「木造住宅耐震改修補助事業」を実施しております。

これは、木造住宅の耐震改修工事に係る費用の3分の2を補助する制度で、最大で60万円を限度に町が助成します。

また、「木造住宅耐震診断」は一般診断法により建物の構造評点を算出するもので、木造住宅の耐震改修補助を受ける際には必要となります。町では平成17年度より無料で実施しており、今年度も引き続き30戸の調査を予定しておりますが、予定戸数を超えた場合は、選考により来年度の調査にさせていただきますことご了承ください。

○耐震診断

■対象

次の要件をすべて満たせば耐震診断を受けられます。

- ・ 一戸建て木造住宅で、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法で建築されたもの
- ・ 昭和56年5月31日以前に着工したもの

・ 1戸建ての専用住宅（住宅部分が50%以上の併用住宅も含む）

・ 3階建て以下で現に居住しているもの

■申込方法

今月、自治会回覧する記入例を参考に各総合支所、出張所に備えてある申込書に必要書類を添えて役場総務課（大島庁舎）または各総合支所、出張所に提出してください。

■募集期間

6月17日(月)～7月31日(水)

○耐震改修

■対象

次の要件をすべて満たせば耐震改修補助を受けられます。

- ・ 耐震診断済みの一戸建て木造住宅で、上部構造評点が1・0未満のもの
- ・ 耐震改修工事により上部構造評点が0・7以上に向上するもの
- ・ 今年度中に改修工事に着手し、完了するもの
- ・ 町税を滞納していない人

■申請方法

次の書類と印鑑を持参し、総務課（大島庁舎）で手続きしてください。

- ・ 対象住宅の固定資産評価証明書
- ・ 耐震診断結果報告書

・ 改修後の上部構造評点が確認できる補強計画書

・ 改修工事費の見積書、内訳書

■問い合わせ 総務課

☎0820(74)1000

教科書見本等展示します

■期限

7月31日(水)まで

(土曜・日曜・祝日は除く)

■時間

午前8時30分～午後5時15分

■場所 町教育委員会 2階 (東和総合センター内)

■問い合わせ

教育委員会 学校教育課
☎0820(78)2204

自衛官募集の説明会

自衛官募集説明会を3会場で開催します。時間内にお越しただければ担当者が説明します。

■開催場所および日時

○久賀総合センター 7月7日(日)・8月1日(木)

○大島文化センター 7月19日(金)

○橘総合センター 7月19日(金)・8月2日(金)

※時間はどの会場も午後1時～4時

■問い合わせ

めざせ!

かしの消費者

健康食品の送りつけに注意!

相談は 山口県消費生活センター

☎083(924)0999

または町商工観光課

☎0820(79)1003

【相談】

知らない業者から「以前注文を受けた健康食品を送る」と電話がかかってきた。申し込んでいないと断ったが、「注文時の録音もある。裁判にしてもいい。」などと言われ、つい承諾してしまった。受け取りたくない。

【処理】

送りつけ商法(「ネガティブ・オプション」ともいう)と呼ばれる手口であり、商品が届いた場合は、クーリング・オフをするよう助言した。

山口県内の消費生活相談窓口へ寄せられた「健康食品」に関する相談のうち、販売方法が「ネガティブ・オプション」または「電話勧誘販売」の相談件数は、2009年度以降増加傾向にあります。特に2012年度の相談件数は前年度比の約3倍となっています。

相談事例のように申し込んだ覚えもなく、購入するつもりもないのであれば、きっぱりと断りましょう。承諾してしまつた場合でも、契約書面を受け取ってから8日間以内であればクーリング・オフができます。

なお、電話で断つたにも関わらず、商品が届いてしまった場合は、受け拒否をしてください。

何かおかしいな?心配だな?と感じたら、まずは最寄りの消費生活相談窓口か、県消費生活センターへご相談ください。

自衛隊山口地方協力本部
柳井地域事務所
☎0820(22)8199

**周防大島文化交流講座を
開講します**

周防大島文化交流センター
では周防大島の過去・現在・
未来を考える講座を開催して
います。今回は、瀬戸内の島々
を旅して執筆活動をおこなわ
れている斎藤潤氏を招き、瀬
戸内海の島の魅力を考える講
座を開催します。

■講師 斎藤潤氏(著述家)

講師略歴・1954年岩手
県盛岡市生まれ。東京大学文
学部卒業。月刊誌『旅』(JTB)
などの編集を手がけた後、独
立してフリーランスライター
となる。旅、食、船、自然
産業史、農林水産業をテーマ
に全国津々浦々取材し執筆。
『日本離島センター』刊行の雑
誌『しま』に「瀬戸内海の今
をあるく」を長年にわたり連
載するなど、特に島の暮らし
について記録・発信しつづけ
る。瀬戸内海の全有人島を歩
いている。著書は『島・瀬戸
内海をあるく』第1集・第2
集(みずのわ出版)、『日本《島
旅》紀行』(光文社新書)など

多数。
■演題
瀬戸内の島々の潜在資源・
無いものねだりせずに、在る
モノを活かす工夫・

■日時 7月14日(日)
午後2時～4時

■会場

周防大島文化交流センター
研修室

■定員 40名

(参加多数の場合は先着順)

■参加費 500円

■申し込み・問い合わせ

周防大島文化交流センター
☎0820(78)2514

甲種防火管理新規講習

■日時

・7月18日(木)

午前9時～午後4時

・7月19日(金)

午前9時～午後4時

※2日間の受講が必要です。

■講習場所

柳井市文化福祉会館

■受講料(テキスト代)

3800円

■受講手続き

柳井消防署または最寄りの
出張所で受講申込書を受取
り、必要事項を記入のうえ、
柳井消防署または最寄りの出
張所へお申し込みください。

※受講申込書は、柳井地区広
域消防組合のホームページか
らダウンロードできます。

■受付期間

6月17日(月)～7月5日(金)

■問い合わせ

柳井地区広域消防本部
予防課

☎0820(23)7774

不妊専門相談会

■日時

7月26日(金)

午後3時～5時 ※予約制

■場所

柳井健康福祉センター

■専門相談員

・徳山中央病院 産婦人科
伊藤淳先生

・臨床心理士・生殖心理カウ
ンセラー
今井佳子先生

■相談内容

・不妊に関する相談
・不妊治療に関する情報提供
・不妊に関する悩みやストレ
ス等

■費用 無料

■申し込み期限

7月19日(金)までに電話予約

※秘密は固く守りますのでご
安心ください。

■申し込み・問い合わせ

柳井健康福祉センター
☎0820(22)3631

特設人権相談所

◆日時 7月8日(月)午前9時30分～正午
◆場所 久賀総合センター
◆相談内容 人権問題、土地、家屋、金銭貸借、
離婚などの生活上の心配事
◆相談員 人権擁護委員
◆問い合わせ 福祉課
☎0820(77)5505

**県産木材を利用して家を建てる方
を支援します**

県では、品質の優れた優良県産木材等
を利用し、耐震性などの一定の基準を満
たす住宅を新築される方に、建築費用の
一部を助成します。

◆助成額 50万円

◆助成戸数 300戸

◆住宅の条件

- 県内に自ら居住するための一戸建て住
宅
- 延べ床面積が80㎡以上
- 構造材に占める優良県産木材の割合が
60%以上で次のいずれかに該当
 - ・県産板材の使用量が100㎡以上
 - ・下地材等を加えた県産木材の使用割合が
70%以上
- 住宅性能表示で次の基準を満たすもの
 - ・耐震性：耐震等級2または免震建築物
 - ・耐久性：劣化対策等級3
 - ・省エネ性：省エネ対策等級4

■問い合わせ

山口県企画流通課

☎083(933)3395

催し

島のくらしをおすすめ
夏コース

○大島食文化の伝承

・内容 てんぐさ料理、ひじき料理ほか

・日時 7月5日(金)

午後1時～4時

・場所 橋総合センター(西安下庄)

・体験料 1000円

・受入人数 5人～10人

・募集締め切り 6月25日(火)

○焼肉のタレづくり

・日時 7月6日(土)

午後1時～4時

・場所 周防大島町農産物加工センター(東安下庄)

・体験料 1500円

・受入人数 10人

・募集締め切り 6月26日(水)

○魚と海藻の田舎料理づくり

・日時 7月9日(火)

午前9時30分～午後2時

・場所 油田農村環境改善センター(油田)

・体験料 2000円

・受入人数 5～10人

・募集締め切り 6月28日(金)

※昼食あり。

○うに割り体験

・日時 7月13日(土)

午前10時～午後1時

・場所 庄港および実施者宅(西安下庄)

・体験料 4000円

・受入人数 5～8人(小学校3年生以上)

・募集締め切り 7月3日(水)

※昼食あり。雨天中止。

■申し込み・問い合わせ

周防大島くらし体験ネットワーク事務局(農林課内)

☎0820(79)1002

初夏の保存食を堪能しよう！梅干しと万能梅酢づくり体験

家庭でできる出来る梅干しづくりと、「あつたら便利！」万能梅酢づくりの体験学習を実施します。皆さんのご参加をお待ちしています。

■開催日時 6月22日(土)

午後1時～4時

■会場 周防大島文化交流センター研修室

■講師 山本恵津子さん

■参加費 1500円

※容器(5リットル漬け物樽、4リットル果実酒ビン)を持参いただける方の参加費は500円となります。

■定員 20名(申し込み多数の場合は先着順)

■申し込み締め切り 6月21日(金)

■申し込み・問い合わせ 周防大島文化交流センター

☎0820(78)2514

手話を身近に！歌って踊って手話コンサート

手や指を動かし、表情豊かに体全体で語ります。周防大島キッズビックスも参加し盛り上げます。日常会話から昔話しまで、手話を学べる良い機会です。

■日時 6月23日(日)

午後1時30分～3時

■会場 大島文化センターホール

■入場料 無料

■主催 無料

■後援 周防大島町教育委員会

■問い合わせ シュワッチ

代表者 橋爪雅子

☎0820(74)3974

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です
雇入れ・離職の際の届出と適切な雇用管理は
事業主の責務です

○外国人(特別永住者を除く)労働者の雇入れ・離職の際には、その氏名、在留資格等についてハローワークへの届出が必要です。ハローワークでは、この届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言・指導や、離職した外国人への再就職支援を効果的に行ないます。また、事業主の方が外国人雇用状況の届出にあたり、在留資格等を確認することにより、不法就労の防止が図られます。

○労働関係法令および社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも日本人と等しく適用されます。外国人労働者が適切な労働条件および安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよう雇用管理の改善等に努めてください。

◆問い合わせ

山口労働局職業対策課 ☎083(995)0383
柳井公共職業安定所 ☎0820(22)2661

きこえとことばの教育相談

きこえが気になるお子さんのことばやコミュニケーションについて相談や指導を行います。また、乳幼児の場合は訪問指導も行います。

◆対象 乳幼児とその保護者、小中高生

◆内容

・育児やことばの発達、コミュニケーションなどの支援

・聴力測定や補聴器の調整など

◆場所 聴覚障害教育センター(山口南総合支援学校内) 山口市鑄銭司2364-6

◆経費等 必要なし

※相談の日時については調整します。

◆申し込み・問い合わせ

聴覚障害教育センター(山口南総合支援学校)

☎083(986)2007

FAX 083(986)3175

電子メール y-minami-s@ysn21.jp

竜崎温泉温水プール指導日
(6月21日～7月20日)

実施日	
6月	21日(金)、25日(火)、26日(水)、27日(木)、28日(金)
7月	2日(火)、3日(水)、4日(木)、5日(金)、9日(火)、10日(水)、11日(木)、12日(金)、18日(木)、19日(金)

※ 65歳以上の方の介護予防や健康づくりを目的とした水中運動の指導を行っています。

指導時間は午前10時～午後3時30分です。
実施日等は事情により変更することがあります。

◆問い合わせ

介護保険課 地域包括支援センター
☎0820(77)5530

4月28日執行
参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙結果

候補者氏名	得票数
江島 きよし	5,585
ふじい 直子	302
かわい 美和子	161
平岡 秀夫	3,267

当日有権者数	16,633
投票総数	9,420
有効投票数	9,315
無効投票数	105
投票率	56.63%



新人保健師としての抱負

こんにちは。初夏の風がさわやかな季節となりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。

4月から周防大島町の保健師として働き始め、早3か月が経とうとしています。まだまだ、毎日が新しいことの連続です。

今日はこの場を借りまして、自己紹介を少しさせて頂こうと思います。

保健師として働く前は、病院で看護師として働いていました。がんの患者さんが、放射線治療や化学療法といった治療をしている病棟です。健康診断で異常が見つかり、治療が始まる方もいらっしゃるようです。一方で、症状があっても健康診断を受診されていない方、健康診断の結果で精密検査になっても、すぐには病院を受診されず、受診した時には病期が進んでしまっている方と多く出会ってきました。そして、「あの時、健康診断を受けていたらよかったですなあ。」と言う言葉も多く聞きました。

周防大島町保健師

西坂 薫

(健康増進課 健康づくり班)

ことがありました。がんに限らず病気になると、治療費のことや、家族のことなど思うことは次々と出てきます。そして、健康の大切さを考える機会にもなります。

しかし、病気になる前に自分の体を知り、健康について考え、振り返るきっかけ作りをしたい、予防に重点を置く保健師として、地域で働きたいと強く思い、今に至っています。

健康な時は、健康であることに気づきにくいと感じます。しかし、住み慣れた地域で生活している時にこそ、普段の生活を振り返る絶好の機会だと思っています。

元氣な周防大島町を作るのは、元氣な住民だと思っています。そのためには、健康であることは重要な基礎となっていくきます。

今年度、私は成人保健を担当いたします。働き盛りの住民の方々に、健康について、考えるきっかけ作りをしていきたいと考えています。よろしくお願ひします。

6月		5日(金)	
21日(金)		こころの健康相談〈久賀福祉センター【要予約】 【申込先】健康増進課 健康づくり班 ☎77-5504	
22日(土)	梅干しと万能梅酢づくり体験 〈13:00～16:00 周防大島文化交流センター〉	6日(土)	
23日(日)	休日在宅当番医〈安本医院☎73-0822〉 安下庄海の市〈9:00～14:00 橘グリーンパーク横〉 手話コンサート〈13:30～15:00 大島文化センター〉	7日(日)	休日在宅当番医〈嶋元医院☎74-2310〉 ビーチバレー大会〈9:00～15:00 片添〉 郡陸上競技大会〈8:30～16:00 陸上競技場〉
24日(月)		8日(月)	
25日(火)	子宮がん・乳がん検診 〈13:30～15:00 (受付) 久賀健康管理センター〉	9日(火)	
26日(水)	肺がん検診〈安下庄地区〉	10日(水)	
27日(木)	育児相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉 子宮がん・乳がん検診 〈13:30～15:00 (受付) 久賀健康管理センター〉	11日(木)	
28日(金)		12日(金)	育児相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉
29日(土)	B&Gプールでヨット体験〈13:00～17:00 B&Gプール〉	13日(土)	親子3S体験キャンプ in 周防大島～15日まで 【申込先】周防大島町B&G海洋センター☎74-5300
30日(日)	休日在宅当番医〈川口医院☎78-0306〉 郡スポ少交歓大会〈8:20～15:00 東和グラウンド他〉	14日(日)	休日在宅当番医〈おげんきクリニック☎74-2490〉 周防大島文化交流講座 〈14:00～16:00 周防大島文化交流センター〉
7月		15日(月)	休日在宅当番医〈野村医院☎76-0017〉 郡ソフトテニス大会〈9:00～15:00 長浦〉
1日(月)		16日(火)	育児相談〈10:00～11:30 久賀福祉センター集会室〉
2日(火)	健康相談〈8:30～11:30 東和総合支所〉	17日(水)	胃がん・大腸がん検診(容器配付) 〈7:00～9:00 (受付) 蒲野農村環境改善センター〉
3日(水)	健康相談〈8:30～11:30 しまとびあスカイセンター〉 育児相談〈10:00～11:30 東和総合センター2階和室〉	18日(木)	胃がん・大腸がん検診(容器配付) 〈7:00～9:00 (受付) 蒲野農村環境改善センター〉
4日(木)	健康相談〈8:30～11:30 久賀総合支所〉	19日(金)	
		20日(土)	
		健康相談などに関するお問い合わせ 健康増進課 ☎0820(77)5504	

《7月の柳井健康福祉センター定例保健事業》

相談内容	実施日	時間
骨髄バンク登録検査	10日(水)	9:00～10:00
B・C型肝炎抗体検査	10日(水)	10:00～10:30
HTLV-1抗体検査	10日(水)	10:30～11:00
エイズ抗体検査	10日(水)	14:00～16:00

相談内容	実施日	時間
発達クリニック	11日(木)	13:00～16:00
心の健康相談	16日(火)	13:00～14:00
思春期・ストレス相談	26日(金)	10:00～15:00

※相談・検査は事前に電話予約が必要です。 ◆問い合わせ 柳井健康福祉センター☎0820(22)3631

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

今月の納期

町県民税 第1期分
納期限 7月1日(月)

人の動き (6月1日現在)

人口	18,773人	(18人減)
男(日本人)	8,520人	<small>〈人口増減内訳：日本人〉 増：出生 9人 転入 46人 小計 55人 減：死亡 36人 転出 32人 小計 68人</small>
女(日本人)	10,188人	
外国人	65人	(5人減)
世帯数	10,152戸	(10戸減)

周防大島町交通事故発生状況 (平成25年4月末現在)

人身交通事故		
件数	死者	傷者
17	0	23
前年比		
±0	±0	+2

物損事故件数		
87	前年比	-10

周防大島町ホームページ

<http://www.town.suo-oshima.lg.jp>

Eメール

seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp

このコーナーはPDF版では掲載していません。

発行◆山口県周防大島町

編集◆政策企画課（周防大島町大字小松126-2）

☎0820(74)1007

印刷◆(有)中国印刷社 ※広報すおう大島は再生紙を使用しています。